

総行住第14号
令和3年2月15日

各都道府県知事殿
各指定都市市長殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

住居表示に関する法律施行令及び住民基本台帳法施行令の一部改正について
(通知)

押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令（令和3年政令第29号）が、本日公布されました。

この政令により、住居表示に関する法律施行令（昭和42年政令第246号）及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）がそれぞれ改正されます。これらの改正は、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めているものについて、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行うこととされたことを踏まえ、押印を求めている手続等について、押印を不要とする等の所要の改正を行うものです。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 住居表示に関する法律施行令の一部改正

住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等に異議のある住民による変更の請求書への押印を要しないものとする。 （第1条～第3条関係）

第2 住民基本台帳法施行令の一部改正

住民基本台帳法第四章又は第四章の三に規定する届出への押印を要しないものとする。 （第26条関係）

第3 施行期日に関する事項

第1の規定は公布の日から、第2の規定は令和3年4月1日から施行するものとする
こと。

第4 その他

今般、押印を要しないものとする住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等に異議のある住民による変更の請求書及び住民基本台帳法第四章又は第四章の三に規定する届出については、引き続き署名によらなければならないこととしています。